



# 埼玉県報

第 2 6 3 5 号  
平成 2 6 年 1 0 月 7 日  
火 曜 日

## 目 次

### 規則

- [児童福祉法施行細則の一部を改正する規則\(こども安全課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [平成26年7月から9月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況\(入札審査課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [産業廃棄物処理施設変更許可申請書等の縦覧\(産業廃棄物指導課\)](#)
- [一般廃棄物処理施設変更許可申請書等の縦覧\(資源循環推進課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [旭土地改良区の土地改良事業計画及び定款の変更認可申請の適否決定並びに変更後の土地改良事業\(維持管理事業\)計画書及び定款の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [東松山都市計画事業葛袋土地地区画整理事業の終了認可\(市街地整備課\)](#)
- [県立4病院の灯油\(平成26年度10・11月分\)の共同購入に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)

## 規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第七十四号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条一ハの四中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」と改める。

同条第二ハの四中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」と改め、同条の趣意(2)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改める。

規 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第千三百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年九月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人李塾
- 三 代表者の氏名  
李 舜哲
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川口市西川口一丁目二十七番二十 九百二号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、キャリアコンサルティングに関する資格取得を希望する者に対し技能訓練を行い、職業能力の開発及び雇用機会の拡充を支援する活動を行う。企業・組織に対し、就業者自らが積極的にキャリアアップをはかり、雇用者側においても人材能力や生産性を高めるためのキャリアコンサルティングやカウンセリングが出来るよう、支援する。学校教育現場における「引きこもり・不登校・いじめ・ニート」問題の解決プログラムの提供、家庭への訪問相談支援などスキルカウンセリングに関する支援を行う。

## 告 示

埼玉県告示第千三百二十七号

平成二十六年七月から九月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十六年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本エンドタブ協会

三 代表者の氏名

松 崎 博 彦

四 主たる事務所の所在地

（変更前） 神奈川県横浜市金沢区富岡西七丁目九番八号

（変更後） 埼玉県草加市栄町三丁目九番三六号

五 定款に記載された目的

この法人は、建築関係技術者などに対して、建築鉄骨等構造物の接合部に使用する各種エンドタブと裏当て材等を用いた溶接施工法の普及や研究・開発に関する事業を実施し、併せて良い溶接施工法の教育事業などを行い、建築鉄骨等構造物の品質向上に貢献することにより、安全・安心のまちづくりなど社会公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千三百二十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更許可申請書が提出されたので、同条第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により次のとおり告示し、当該申請書及び同条第三項の当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、埼玉県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成二十六年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

埼玉県

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県知事 上田清司

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字向田三百六十八番一外百十九筆

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七

条第十四号八に規定する最終処分場

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（浄水場汚泥に限る。）、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類

五 申請年月日

平成二十六年九月十六日

六 縦覧場所及び縦覧時間

縦覧場所	縦覧時間
埼玉県環境部産業廃棄物指導課	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県北部環境管理事務所	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県東松山環境管理事務所	午前九時から午後四時三十分まで
寄居町生活環境課	午前九時から午後四時三十分まで
小川町環境保全課	午前九時から午後四時三十分まで
深谷市環境衛生課	午前九時から午後四時三十分まで

七 縦覧期間

平成二十六年十月七日から平成二十六年十一月七日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）

八 意見書の記載事項

イ 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 意見書を提出する理由

八 生活環境の保全上の見地からの意見

九 意見書の提出期間

平成二十六年十月七日から平成二十六年十一月二十一日まで

十 意見書の提出方法

イ 日本語によること。

ロ 持参又は郵送（平成二十六年十一月二十一日消印有効）

十一 意見書の提出先

埼玉県北部環境管理事務所（郵便番号三六〇 〇〇三一 埼玉県熊谷市末広三丁目九番一号）

# 告示

埼玉県告示第千三百二十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第九条第一項の規定により一般廃棄物処理施設の変更許可申請書が提出されたので、同条第二項において準用する同法第八条第四項の規定により次のとおり告示し、当該申請書及び同条第三項の当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、埼玉県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成二十六年十月七日

埼玉県知事 上田清司

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
埼玉県  
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県知事 上田清司
- 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所  
埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字向田三百六十八番一外百十九番
- 三 一般廃棄物処理施設の種類  
一般廃棄物最終処分場
- 四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類  
ごみ焼却灰、し尿処理場焼却灰、不燃物
- 五 申請年月日  
平成二十六年九月十六日
- 六 縦覧場所及び縦覧時間

縦覧場所	縦覧時間
埼玉県環境部資源循環推進課	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県北部環境管理事務所	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県東松山環境管理事務所	午前九時から午後四時三十分まで
深谷市環境衛生課	午前九時から午後四時三十分まで
寄居町生活環境課	午前九時から午後四時三十分まで
小川町環境保全課	午前九時から午後四時三十分まで



七 縦覧期間

平成二十六年十月七日から同年十一月七日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）

八 意見書の記載事項

イ 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 意見書を提出する理由

ハ 生活環境の保全上の見地からの意見

九 意見書の提出期間

平成二十六年十月七日から同年十一月二十一日まで

十 意見書の提出方法

イ 日本語によること。

ロ 持参又は郵送（平成二十六年十一月二十一日消印有効）

十一 意見書の提出先

埼玉県北部環境管理事務所（郵便番号三六〇 〇〇三一 埼玉県熊谷市末広三

丁目九番一号）

# 告 示

埼玉県告示第千三百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ケーズデンキ越谷弥十郎店

埼玉県越谷市大字弥十郎四百九番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

私たち地域住民の願いは、ケーズデンキ弥十郎店出店に伴う来店車両の増加があっても、交通安全が守られることである。以下、同店出店に当たり県に提出された平成二十六年四月三十日付『大規模小売店舗届出書』（以下『届出書』）及び、その後の同社の地元対応などについて、意見を述べる。

## (1) 県への要望

ケーズデンキに指導してもらいたいこと

・ 同店周囲の歩行者・自転車の通行量調査を行うこと。

・ 開店後は交通整理員を常時配置すること。

・ 地域住民、及び自治会へ、誠実に対応すること。対応する窓口はコンサルタント会社ではなく、ケーズデンキ社自身に設置すること。

県道八潮越谷線と市道二千百号線交差点の手押し信号機を、四方向を規制する通常の信号機に変更すること。そのために埼玉県警察など関係部署に働きかけること。

## (2) 要望の理由

『届出書』通行量調査の問題点として、同店周囲を通行する歩行者・自転車の安全確保の視点が見えないこと。

通行量調査地点三か所のうち店舗予定地直近の場所は、同店北東側の信号機なしの交差点の二か所のみ。同店を取り囲む四辺は周辺住民が歩行または自転車で通行する生活道路である。しかも同店東側の市道二千百号線は、市立新栄中学校の通学路となっている。したがって交通安全の観点からいえば、むしろ同店に出入する車両が通行することになる同店周囲の歩道及び車道を通行する人・自転車の通行量をまず調査すべきである。

交通整理員の配置についても、周囲の歩行者・自転車の安全確保の姿勢が見えないこと。

届出書十一ページ第二項「歩行者の通行の利便確保」では、「歩行者通路確保のための対策」として、「駐車場の出口付近に停止線を設けて、来客車両のいったん停止の励行を促します」とある。これも同社の視点は「歩行者の通行の利便確保」にあり、歩行者の安全確保の観点は見えない。

しかも届出書四ページ、五（二）「左折入庫の徹底及び歩行者などの安全確保」の「歩行者」は、店外歩行者のことか、それとも同店敷地内歩行者のことか、不明确。むしろ同項三行目以下の二行部分の「歩行者等の専用口並び歩行者通路を設ける」の文言からは、同店敷地内での歩行者と車の関係について述べていると取らざるを得ない。

さらにその下の囲みの「交通への支障を回避するための方策」では、交通整理員について、配置時間 オープン時・繁忙時期、人数 状況に応じて適宜、時間帯 適宜配置予定、となっている。交通整理員を「何時、どこに、何人」配置するかは、同社の恣意的な判断のみで決めることになっている。しかし前述の通り、同店周辺は県道八潮越谷線側も含め、生活道路として常時、人と自転車が通行している。とりわけ日中は高齢者の自転車通行が多く、高齢者は、自転車の操作もとつさの判断も、ままならないことは周知の通りである。

以上のように、この届出書では、同店周辺の道路の歩行者及び、自転車の安全確保を第一に考える姿勢が読み取れない。しかし同店周辺の道路の歩行者、及び自転車の安全確保を考えれば、交通整理員を常時配置することが必要である。

また「駐車場の出口付近に停止線を設けて、来客車両のいったん停止の励行を促します」程度では、すべての同店出入車両の停止は期待できないことは、現在の運転者のモラル、事故の多さからみれば、明らかである。事故が起きてからでは、遅いことは言うまでもない。この点からも、交通整理員の常時配置が必要であると考ええる。

誠実な対応がなされているとは受け取りがたいこと。

同社の、同店出店にともなう要望や質問の受付窓口は、「コンサルタント会社 応用技術株式会社(代表 上田晃之)」となっている。上田代表は「地域住民などからの意見・要望等があれば、同社(応用技術)にFAX又はメール送付を」と言っている。しかし一般の人たちが、意見を述べるために意を尽くした文章を書くのは、かなり困難である。店舗出店に関わる対

応窓口は、コンサルタント会社への委託ではなく、本社広報担当あるいは、現地開店準備室などにするなど、出店企業はもつと地元住民「出店後の最有力顧客へ真摯に向き合い、誠実な対応を図るべきである。」

また県ホームページの、『大規模小売店舗立地法とは』の「説明会の開催」についての項では、「大規模小売店舗の設置者が説明会を開催します。（中略）周辺地域に新聞折り込みチラシ等で周知」としている。しかし年金生活者が増え収入減に伴い、また若年層の活字離れなども含め、新聞を購読しない家庭は大幅に増えている。したがって新聞折り込みでは、説明会開催の周知は不十分である。

地域住民への情報周知には、情報伝達力パー率の高い自治会を通じて回覧板を回すという方法も一つの例として考えられる。また、多少なりとも生活環境の変化が予想されるのだから、周辺の該当自治会（自治会長）を訪問するべきではないか。

信号機による安全確保対策について

「届出書」図三の、県道八潮越谷線と市道二千百号線が交差する場所には、手押し信号機が設置されている。同市道は前述のとおり新栄中学校の通学路であり、また来客車の南方向への右折通行が予測される。このことから、事故を未然に防ぐために、自動信号に変更することも方法の一つではないかと考える。

## 二 縦覧期間

平成二十六年十月七日から平成二十六年十一月七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

# 告 示

埼玉県告示第千三百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、旭土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画及び定款の変更認可申請を平成二十六年九月二十六日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 縦覧期間

平成二十六年十月八日から

平成二十六年十一月七日まで

## 二 縦覧場所

吉川市役所

松伏町役場

# 告示

埼玉県告示第千三百三十三号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十月七日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（平成二十六年年度暇橋橋梁整備工事 二級基準点測量一点、四級基準点測量一点）

三 作業地域

埼玉県川口市東川口五丁目

四 作業期間

平成二十六年九月四日から平成二十六年九月三十日まで

# 告 示

埼玉県告示第千三百二十四号

平成二十六年埼玉県告示第六百五十六号で公示した公共測量（水準測量及び現況測量）は、平成二十六年八月二十九日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第千三百二十五号

測量計画機関である羽生市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

羽生市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）

三 作業地域

羽生市全域

四 作業期間

平成二十六年九月五日から平成二十七年二月十六日まで



# 告示

埼玉県告示第千三百二十六号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十月七日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影 撮影縮尺八千分の一から一万分の一まで）

三 作業地域

さいたま市全域（二百十七・四九平方キロメートル）

四 作業期間

平成二十六年七月一日から平成二十七年二月二十七日まで

# 告 示

埼玉県告示第千三百二十七号

測量計画機関である蕨市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

蕨市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

蕨市全域

四 作業期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

# 告示

埼玉県告示第千三百二十八号

測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十月七日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

東松山市若松町（十三・一ヘクタール）

四 作業期間

平成二十六年九月十一日から平成二十七年三月十日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百二十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定により土地区画整理事業の終了について認可したので、次のとおり公告する。

平成二十六年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 施行者の名称

東松山葛袋開発株式会社

#### 二 事業施行期間

平成二十四年七月十七日から

平成二十六年九月三十日まで

#### 三 施行地区

埼玉県東松山市大字葛袋字山崎の全部、字山根甲、字山根乙、字鷹巣、字丸山、字入山、字上谷及び字中前谷の各一部。大字下唐子字坂東の一部。

#### 四 土地区画整理事業の名称

東松山都市計画事業葛袋土地区画整理事業

#### 五 施行認可の年月日

平成二十四年七月十七日

#### 六 終了の認可の年月日

平成二十六年九月三十日

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第二十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 購入等件名及び数量

灯油 JIS 1号 125,000リットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当

埼玉県熊谷市板井 1696 番地

(2)埼玉県立がんセンター事務局管財担当

埼玉県北足立郡伊奈町小室 780 番地

(3)埼玉県立小児医療センター事務局管財担当

埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100 番地

(4)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当

埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2

3 落札者を決定した日

平成 26 年 9 月 24 日

4 落札者の氏名及び住所

関彰商事株式会社

茨城県筑西市一本松 1755 番地 2

5 落札金額

11,042,500 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成 26 年 8 月 19 日